なお、主任技術者の場合は、次に示す資格を有する者でなければならない。

ア）「土木工事共通仕様書（中国地方整備局版）第１編第１章第１節第25条工事関係者に対する措置請求第２項技術者に対する措置追－１」に示す資格を有する者。

イ）ア）以外の主任技術者の場合には、「建設業法第７条第２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。

（建設業法施行規則第７条の三及び国土交通省告示1424号（平成17年12月16日）参照）

③　平成14年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記⑸の同種工事の経験を有する者であること。ただし、鋼橋上部工事（鋼製下部工を含む）においては、現地での作業に配置する技術者のみ、同種工事の現場経験を有すればよい。

ただし、平成14年４月１日以降に産前産後休業、育児休業、または産前産後休業及び育児休業をともに取得（以下、「産休育休」という。）した場合は、産休育休期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。（期間の考え方については、別紙－１参照。）

なお、同種工事の施工実績は、「鋼橋上部工事（鋼製下部工を含む）」および「橋梁下部工事（鋼製下部工を除く）」に配置する技術者それぞれに対し１件のみ提出するものとし、複数提出した場合は、競争参加資格がないものとする場合がある。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点が65点未満のものは実績として認めない。

また、当該実績の発注機関がＣＯＲＩＮＳに登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。（500万円未満の工事、中国地方整備局における平成14年９月30日以前に発注した請負金額が2,500万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事についてはこの限りではない。）

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認のための添付資料を含む。以下「申請書」という。）の提出期限の日から優先交渉権者選定通知の時までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑽　本案件に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　本案件に事業協同組合または協業組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

3　段階選抜に関する事項等

本工事の段階選抜は以下のとおり実施する。

一次審査における審査評価点の算出においては、下記⑴一次審査について、評価点を評価基準に従って与え、審査評価点を算出する。（最大得点60.0点）。なお、詳細は説明書による。

⑴　一次審査　下記１）～２）の項目における審査評価点の合計の上位５者までを選抜する。ただし、５者目の審査評価点が複数いる場合は、その全ての者を含む。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、中国地方整備局において競争参加資格を確認の上、上記２⑸の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、選抜者に加える。

１）企業の能力

２）配置予定技術者の能力

⑵　二次審査（選抜された者）　４に示す「一次審査に関する事項」により選抜された者の中から、下記７⑵２）①の期間内に技術提案書を提出した者を対象に実施する。

4　一次審査に関する事項

競争参加資格があると認められた者について、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第16の指名基準を踏まえ、３⑴によって得られる審査評価点の上位５者までを選抜（５者目の審査評価点が、同数となる者が複数存する場合はそれらの者を含む。）し、技術提案書の提出要請を行うものとする。

5　二次審査（優先交渉権者の選定）に関する事項

⑴　技術提案の評価に関する基準　本工事は、一般国道180号岡山環状南道路事業において国道２号大樋橋西高架橋工事を行うものである。

大樋橋西交差点は、国道２号と国道180号との交差点であり交通量が多く、施工時の交通規制が一般交通へ与える影響が大きいことから、施工者独自の高度な工法等の活用が必要であり、技術協力・施工タイプを適用し、立体工事に関する技術提案を下記１）から３）について求める。

１）技術協力業務の実施に関する提案　：20点

２）主たる事業課題に対する提案　：60点

３）ＣＩＭを活用した施工に関する提案　：20点

⑵　技術提案書についてヒアリングを行う。

⑶　優先交渉権者の選定　上記５⑴⑵による評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

⑷　技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法　技術評価点が最も高い者が複数者いる場合、下記の①から③の順で優先交渉権者を選定するものとする。

①　技術提案２）の得点が高い者

②　技術提案１）の得点が高い者

③　中国地方整備局における鋼橋上部工事の有資格者業者名簿の上位者

なお、３）について、共同企業体の場合は、代表者の順位とする。

⑸　優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積合わせを実施したうえで、技術協力業務委託契約を締結すると同時に、建設工事の契約に至るまでの手続に関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術提案を反映した設計を改めて実施する。

⑹　技術提案の履行に関する事項　受注者の責めにより、競争に係る技術提案内容が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、違約金及び指名停止等の措置を講じることがある。

ただし、技術提案の設計において、発注者と協議のうえ、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、又は施工条件の変更、災害により受注者の責めに寄らない理由による技術提案の不履行については、この限りではない。

6　担当部局

〒730－8530 広島県広島市中区上八丁堀６番30号　国土交通省中国地方整備局総務部契約課　ＴＥＬ082－221－9231（代表）内線2526

7　説明書の交付及び申請書の提出に係る事項

⑴　説明書の交付

①　交付期間：別表１①に示す期間。

②　交付場所：上記６に同じ。

③　その他：電子入札システムにより交付する。ただし、電子入札システムに対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、交付終了日の２日前までに６の担当部局に連絡すること。

⑵　申請書の提出方法

１）申請書及び一次審査に関する資料

①　提出期間：別表１②に示す期間。

②　提出場所：上記６に同じ。

③　提出用法：㋐　電子による場合　電子入札システムにより提出。ただし、要領が３ＭＢを超える場合は、提出場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。必着のこと。）により提出すること。